

平成25年(ワ)第38号 原状回復等請求事件

原 告 中島 孝 ほか799名

被 告 国 ほか1名

### 意 見 書

平成25年6月10日

福島地方裁判所第1民事部 御中

#### 被 告 指 定 代 理 人

関 述 之	(捺印)
角田 康洋	(捺印)
岩名 勝彦	(捺印)
寺岡 拓也	(捺印)
宗野 有美子	(捺印)
澤田 勝弘	(捺印)
大西 宏道	(捺印)
林 周作	(捺印)
菊池 憲久	(捺印)
村播 摩世	(捺印)
美崎 大典	(捺印)
角掛 幹也	(捺印)

吉 田	渡	(印)
昆 野	太 智	(印)
加 藤	恵 盛	(印)
東 海	林 秀 一	(印)
斎 藤	悟 志	(印)
稻 川	延 康	(印)
鶴 園	孝 夫	(印)
中 塩	東 吾	(印)
依 田	圭 司	(印)
小 澤	良 太	(印)
石 森	博 行	(印)
新 塾	啓	(印)
伊 藤	彩 菜	(印)
市 川	紀 幸	(印)
石 井	大 貴	(印)
神 野	可 奈 子	(印)
佐々木	光 太 郎	(印)
上 田	洋 二	(印)
河 原	圭	(印)
白 石	雅 人	(印)
善 明	岳 大	(印)

永島徹也  
黒瀬絢子  
加藤庸之  
大場寛之  
九反田悠妃  
湯浅翔  
牧谷邦昭  
平尾禎秀  
宇都宮勉  
五十嵐祐介  
近藤慎吾

標記事件の進行に関する被告国のお見は、以下のとおりである。

### 1 期日指定について

平成25年5月10日付け貴裁判所書記官作成による事務連絡4(2)によれば、同年6月17日の進行協議期日において、同年9月以降、1年程度先まで2か月に1回程度のペースで続行する口頭弁論期日を入れることについて協議する予定とのことであるが、被告国は、1年程度先まで口頭弁論期日の予定を入れること自体については、特に異存はない（ただし、1年程度と長期になるため、今後やむを得ない事情により、期日変更を求めることがあり得ることをお含み置き願いたい。）。

もっとも、訴状による原告らの主張を前提とすると、国家賠償法上の違法性を基礎づける被告国のお複数の作為・不作為が問題とされており、争点は、いずれも複雑かつ多岐にわたることが予想される。また、このような争点についての当事者双方の主張・立証は、専門的・技術的な知見及びそれに基づく評価といった高度な内容のものとなり、その分量も自ずと大部なものになるものと思われる。

したがって、期日の空転を避け、各口頭弁論期日において充実した弁論等を行うためには、口頭弁論期日の間隔を一律に2か月に1回程度とするのではなく、少なくとも双方の基本的な主張・立証が出そろうまでは、3か月に1回程度といった被告国の防御に十分に配慮した対応をお願いしたい。また、仮に、裁判所が口頭弁論期日とは別に進行協議期日を指定する必要が生じたと判断される場合には、できる限り、口頭弁論期日と同一日で、口頭弁論期日の前又は後の時間に指定するようお願いしたい。

### 2 審理時間並びに弁論及び意見陳述について

原告らは、2013年（平成25年）3月29日付け申入書の第1の2において、「第1回期日につき、1時間30分（うち弁論は1時間程度）を確保すること

と」(3ページ)を申し入れ、その理由として、原告3名程度の意見陳述及び訴訟代理人弁護士4名程度の弁論を予定していると述べている(5ページ)。

このうち、訴訟代理人弁護士4名程度の弁論については、訴状陳述を口頭で行うものであれば、被告国が特に異論を差し挟むべきものではないと考えるが、訴状の内容は事前に明らかとなっているのであるから、短時間に制限すべきである。

他方、原告本人の意見陳述は、被告側の反対尋問が許されない本人尋問といるべきものであるから、行われるべきものではないと考える。

仮に、裁判所の御判断で原告本人の意見陳述を行うとしても、人数や実施時間は制限されるべきであり、毎期日行うことには反対である。また、事前(少なくとも期日の1週間前)に原告らから被告側に意見陳述書を送付するなどの配慮をお願いしたい。

### 3 原告らが申し入れている検証について

原告らは、上記申入書の第1の3において、「第2回期日以降、できるかぎり速やかに、①福島第一原子力発電所、②帰宅困難区域、③福島県南相馬市、④山形県米沢市、その他の被害現地において検証を実施」(2ページ)するよう申し入れ、その理由として、「本件事故によってもたらされた被害の表れが多様であることから、被害実体を多角的にとらえることは必須の作業であり、そのためにも被害現地の検証は、絶対的に、しかも速やかに実施される必要がある」(5ページ)などと述べている。

しかしながら、言うまでもなく、裁判所による検証は、民事訴訟法151条の認明処分又は証拠調べの方法の一つとして行われるものであるところ、原告らが申し入れている検証については、その趣旨が明らかではなく、第1回口頭弁論期日も迎えておらず、本件における争点も明らかとなっていない現時点において、その要否を検討すべき段階にはない。

すなわち、本件訴訟においては、まずは被告国の責任論に関する争点整理が行

われるべきであり、この点についての主張立証が尽くされるべきである。したがって、現時点において検証を実施することには反対である。

#### 4 弁論の分離について

上記のとおり、本訴訟においては、被告国の行為に国家賠償法1条1項の適用上の違法があるか否かという責任論のみならず、相被告東京電力株式会社（以下「被告東電」という。）との関係では、原告らそれぞれの個別の損害の有無及び程度という損害論が主要な争点となると予想される。そして、責任論については、事実認定及び法律解釈の両面において、科学的知見に基づいた専門性の高い主張立証を行う必要があり、当事者双方とも、相応の労力と時間とを要することが予想され、裁判所の審理も相当な期間が必要となるものと思われる。他方で、損害論についても、本訴訟の原告数は800名と多数に上り、しかも、原告らの居住地が、訴状の記載だけからみても、東北地方太平洋沖地震の発生した平成23年3月11日当時、福島県、宮城県、山形県、栃木県及び茨城県と広範囲に及び（訴状、請求の原因第1、1），現在に至っては、さらに北海道や沖縄県にまで及んでいるという状況にあって（訴状、別紙当事者目録の原告ら住所の表示による。），各原告の損害の有無及び程度は、平成23年3月11日当時及び現在の居住地のほか、その生活状況等多種多様な要因によって異なる個別的なものとならざるを得ず、そのため、損害論の審理についても、責任論と同様に相応の審理期間を要するものと思われる。

加えて、現実の訴訟活動の動向を見ても、被告東電は、本件と同種の損害賠償請求訴訟（千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号損害賠償請求事件）において、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）3条に基づく損害賠償責任を負うことを争わない旨の答弁書を提出しているため、本件訴訟においても、原告らが被告東電に対し原賠法3条に基づく損害賠償責任を主張すれば、被告東電はこれを争わないものと予想される。

このように、本件訴訟においては、原告らの被告国に対する国家賠償請求と被告東電に対する損害賠償請求とは、その責任原因を異にするものと考えられ、両請求相互間に同一訴訟手続による審理・判決を必要不可欠とする関連性があるものではない。そして、被告東電は、原賠法3条に基づく損害賠償責任の有無の点について特に主張立証する予定がないと予想されるのに対し、被告国は、責任論を全面的に争うものであり、被告東電に係る訴訟と被告国に係る訴訟とでは、予想される争点を大きく異なる。

以上を踏まえると、被告国の責任論と被告東電に損害賠償責任があることを前提とした原告らの損害論とを一つの訴訟手続において同時並行して審理することは、審理の各過程における攻撃防御の対象を複雑化あるいは逆にあいまいにするばかりか、弁論主義の原則の下で主張立証を行う当事者にとっては、特定の争点に集中して攻撃防御を行う機会を奪われ、準備も不十分なままに主張立証せざるを得なくなるおそれがある。また、被告東電が責任論を争わず、損害論のみを争うのであれば、被告東電と原告らとの間の訴訟の審理は、被告国と原告らとの間の訴訟の審理に比べて、迅速に進むことが想定され、原告らの被害の早期回復にも資するものというべきである。

以上の点から、被告国は、本件について、被告国に対する訴えに係る口頭弁論と被告東電に対する訴えに係る口頭弁論とを分離して、それぞれ別個に審理を進めよう求める次第である。

仮に、裁判所が弁論の分離をしない旨の御判断をされた場合であっても、被告国としては、当事者に十分な攻撃防御の機会を与えるとともに、充実し、かつ円滑な訴訟進行を図る観点から、まずは被告国の行為に国家賠償法1条1項の適用上の違法があるか否かという責任論に関する争点の審理を先行させ、それが一段落した後に、損害論に関する争点の審理に入る審理計画を立案されたく希望する。

以上